

第18期第20回福岡県情報公開審査会会議録

1 開催日時

令和4年7月25日（月） 9時55分から10時45分まで

2 開催場所

県庁行政棟 特1会議室

3 出席者（五十音順）

相澤 直子 委員
一瀬 悦朗 委員
坂井 猛 委員
谷口 美香 委員
馬場 明子 委員
三浦 邦俊 会長
柳井 圭子 委員

4 審査等

- (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求（がん感染症疾病対策課）（答申案骨子）
- (2) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について（答申案）

5 審議の内容

【三浦会長】

ちょっと早いですけど、もう皆さんおそろいですので、始めたいと思います。それでは、ただいまから第18期第20回福岡県情報公開審査会を開催いたします。

それでは、本日の審査案件について、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

審査案件について説明

【三浦会長】

ありがとうございました。

それでは、審査の方に移りたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症の陽性者に関する文書の非開示決定処分に対する審査請求（がん感染症疾病対策課）（答申案骨子）

答申案骨子について検討

（検討の詳細は、福岡県情報公開条例第30条の規定により非公開）

○個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について（答申案）

【三浦会長】

二つ目の案件は「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う対応について」です。この点について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の渡邊と申します。よろしく申し上げます。

お手元に配付しています「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度における対応について（答申案）」と情報公開制度改正の論点整理用個票、こちらの資料を基に御説明します。

まず、答申案を作成しておりますが、鑑文として、福岡県知事から令和4年6月20日付けの4広第412号により諮問のあった、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う情報公開制度における対応について、審査会の意見を付したもので、別表の方に答申の内容を載せております。

こちらの答申案の内容ですけれども、前回使用しました論点整理用個票を要約して転記しています。前回使用しました論点整理用の個票を用いながら説明します。

答申案として載せている項目としましては2点になります。

1点目ですけれども、行政機関等匿名加工情報に係る非開示情報について、こちらを非開示に追加するか否かというところになります。

概要のところになりますが、論点整理用個票の概要の内容を要約して書いておりますけれども、主に3点ですね。行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことを指します。行政機関にあっては、積極的な情報の利活用を図ることを目的として、これを有償で民間事業者等に提供することが義務付けられているという制度になります。匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するため、匿名加工情報に関連した非開示情報の追加を検討するというのが今回の概要になっております。

検討内容としましては、論点整理用個票でしました論点を要約して転記しておりますが、行政機関等匿名加工情報に関連した情報について、情報公開条例の非開示情報に追加が必要かどうかというところを挙げています。

審査会の結論としましては、匿名加工情報は、改正法において提供の仕組みが設けられており、他の手続により提供されることがないようにする必要があります。また、匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等又は個人識別符号については、公にすると匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるということで、行政機関情報公開法の規定、それから国が示す条文イメージと同様に、匿名加工情報及びその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等又は個人識別符号を非開示情報に追加することが望ましいということで、前回、論点整理用個票でお示した内容から結論を作成しています。

また、項目の2番目になりますが、審査会提出資料の写しの交付に係る実費負担規定

等の追加に関してです。こちらは概要のところを読み上げますがけれども、法改正後の個人情報保護審議会には、行政不服審査法の調査審議の手續に関する規定が適用されることとなります。行政不服審査法の第78条は、審査請求人等に審議会に提出された資料等について、閲覧又は写しの交付を請求する権利を認めているところ、写しの交付に係る費用及びその費用の減免についても併せて規定がされています。一方、情報公開条例には、閲覧等請求の規定は定められているものの、費用負担、それから減免に係る規定というのは現在ところ置かれておらず、個人情報の開示請求等に係る審査請求手續と整合を図るため、当該規定の追加を検討する必要があるという概要にしております。

検討内容としましては、こちらにもまた個票の論点となっておりますけれども、審査会への提出資料の写しの交付に係る実費負担規定等の追加を行うかどうかということになっております。

結論としましては、情報公開審査会と個人情報保護審議会、この両者の間で調査審議の手續に相違がある場合、審査請求人に混乱を招くおそれがある。両条例に基づく手續の整合を図るためにも、情報公開条例に審査会への提出資料の写しの交付に係る負担額及び負担額の減免に係る規定を追加することが望ましい。また、写しの交付に係る費用につきましては、審議会における額と同額にするものが望ましいということで、審査会の結論としております。

説明は以上になります。

【三浦会長】

ありがとうございました。

ただいまの御説明について何か御質問、御意見はございますでしょうか。

【馬場委員】

匿名加工情報というのはちょっとよく分からないところがあるのですが、これは、例えば、県で申込みがありますよね、匿名加工情報にしてくださいと。そしたら、それはそうしましよとかいうのはどこがお決めになるのですか。

【事務局】

審査は、保有個人情報ファイルというのが作られるのですけれども、そのファイル簿を持っている所属が提案審査の受付をして、内容の審査を行います。審査自体は、欠格事項に該当するか否かですとか、あとは提案内容が豊かな国民生活の実現ですとか、情報の利活用に寄与するものかどうか、そういったところを審査するという手続きになっておりますので、そういった審査を行った上で適当と認められれば、匿名加工情報として提供をするという契約を締結する。

【馬場委員】

そして、適当と認められた情報は公になる。これはもう匿名という……。

【事務局】

それは公にするわけではなくて、契約をした事業者にのみ提供されることに……。

【馬場委員】

あ、事業者に対してのみですね。

【事務局】

はい。ですから、今回こういった情報公開条例の中で非開示情報に追加しない場合は、

仮にその匿名加工情報を開示請求された場合、どう対応するかというのが課題になってきますので、その契約をした事業者のみに提供するというのがこの制度の趣旨ですので、そういったことができないように、情報公開条例の中で匿名加工情報を非開示情報としようというものです。

【馬場委員】

そういうことは、こういう条例のこのところが決まっていなかった以前でしょうけれども、何か似たようなそういう例というのはあったのでしょうか。

【事務局】

この制度自体が、先行して国ですとか他県で独自でやっていたところは幾つかあったのですが、開示請求を受けた事例というのは聞いてはおりませんが、やはりこういった匿名加工情報として特定の方に手数料を取って提供するという制度になりますので、それ以外の制度で、情報を受け取るということができないような対応というのは、自治体、国のほうでしています。そのような対策をしてから制度を始めているというのがあります。

【馬場委員】

大体分かりました。ありがとうございます。

【三浦会長】

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

【全委員】

なし。

【三浦会長】

大体これと、ニーズを求めているところを要するに条例化するという制度だと思うので、特に御意見がなければ、原案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【三浦会長】

では、改めてもう一回事務局にチェックをしていただいて、答申案を作成していただくようお願いしたいと思います。

【三浦会長】

それでは、最後に「その他」について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

【事務局】

次回日程等について説明

【三浦会長】

それでは、全ての議題について終了いたしましたので、これで本日の情報公開審査会は終了いたします。どうも御苦労さまでございました。